

北海道公安委員会告示第49号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、北広島市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり告示し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

1 合意した者

- (1) 北広島市
- (2) 北海道公安委員会
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局
- (4) 富士交通株式会社
- (5) 札幌第一交通株式会社
- (6) 北海道中央バス株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所は、富士交通株式会社が管理する次の表に掲げる停留所とする。

| 通番 | 停留所名 | 進行方向別 | 所在地 |
|----|--------|-------|-------------------|
| 1 | 山手町4丁目 | 西 | 北広島市緑陽町1丁目1番1地先 |
| 2 | 山手町3丁目 | 西 | 北広島市山手町3丁目3番4地先 |
| 3 | 山手町5丁目 | 南 | 北広島市山手町4丁目6番9地先 |
| 4 | 山手町6丁目 | 南 | 北広島市緑陽町2丁目9番2地先 |
| 5 | 緑陽中学校 | 東 | 北広島市緑陽町3丁目56番地先 |
| 6 | 緑ヶ丘小学校 | 東 | 北広島市緑陽町3丁目55番地先 |
| 7 | 住民センター | 東 | 北広島市松葉町6丁目53番地先 |
| 8 | 松葉町5丁目 | 北 | 北広島市松葉町5丁目17番20地先 |
| 9 | 若葉町4丁目 | 北 | 北広島市松葉町4丁目53番地先 |
| 10 | 若葉町2丁目 | 北東 | 北広島市広葉町4丁目54番地先 |
| 11 | 若葉町1丁目 | 東 | 北広島市広葉町5丁目52番地先 |
| 12 | 里見町1丁目 | 南 | 北広島市高台町2丁目51番地先 |
| 13 | 高台町4丁目 | 東 | 北広島市高台町5丁目11番7地先 |
| 14 | 高台町5丁目 | 東 | 北広島市高台町6丁目11番2地先 |
| 15 | 高台町6丁目 | 北東 | 北広島市泉町3丁目54番地先 |
| 16 | 白樺町2丁目 | 東 | 北広島市白樺町2丁目4番17地先 |
| 17 | 南町3丁目 | 東 | 北広島市南町3丁目10番12地先 |
| 18 | 南町1丁目 | 北東 | 北広島市南町1丁目12番2地先 |
| 19 | 青葉町3丁目 | 北 | 北広島市青葉町3丁目11番11地先 |
| 20 | 青葉町2丁目 | 北 | 北広島市青葉町2丁目55番地先 |
| 21 | 栄町3丁目 | 北 | 北広島市栄町3丁目51番地先 |
| 22 | 栄町2丁目 | 北 | 北広島市栄町2丁目53番地先 |

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の右欄に掲げる旅客の運送の用に供する自動車とする。

| 運行事業者 | 自動車 |
|------------|-------------------------|
| 札幌第一交通株式会社 | 通称名「北広島さんぼまち線」の用に供する自動車 |